

勝浦町
第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

令和3年3月

勝 浦 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の策定体制	4
4 計画の期間	5
5 国が示す基本指針の概要	5
第2章 障がいのある人等の現状	7
1 統計等からみる現状	7
2 アンケート調査結果からみる現状	15
3 ヒアリング調査結果	28
4 成果目標の達成状況	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念	32
2 成果目標と活動指標	34
第4章 障がい福祉サービス等の見込み	42
1 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	42
2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	47
3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	56
第5章 計画の推進	58
1 庁内連携体制の整備	58
2 住民・事業者・地域等との協働の推進	58
3 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	58
4 計画の進行管理	58
資料編	59
1 計画の策定経過	59
2 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	60
3 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿	61
4 徳島県障がい保健福祉圏域	62

【「障がい」の表記について】

本計画においては、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがな表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・例規などに基づく法律用語や引用、施設名や団体名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

〈例〉	障害のある人	⇒	障がいのある人
	障害福祉	⇒	障がい福祉
	障害者基本法	⇒	障害者基本法
	身体障害者手帳	⇒	身体障害者手帳



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成30年4月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を施行し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受け

やすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しが行われています。

本町では、平成30年3月に策定した「勝浦町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした勝浦町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定することとしました。

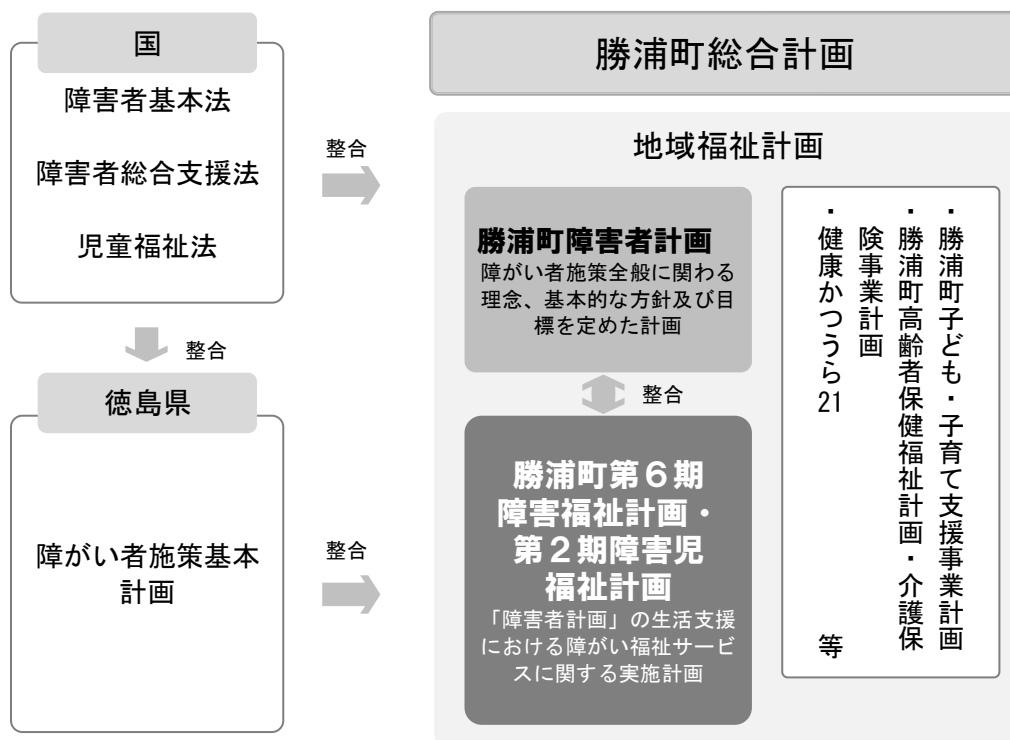
《障がい者支援や障がい福祉をめぐる動き》

年	内容
平成 18 (2006) 年	障害者自立支援法の施行 (平成 18 年 4 月 1 日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) を採択
平成 19 (2007) 年	障害者権利条約に署名 (平成 19 年 9 月 28 日)
平成 21 (2009) 年	障害者制度改革推進会議
平成 23 (2011) 年	改正障害者基本法の施行 (平成 23 年 8 月 5 日)
平成 24 (2012) 年	改正児童福祉法の施行 (平成 24 年 4 月 1 日) 障害者虐待防止法の施行 (平成 24 年 10 月 1 日)
平成 25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 (平成 25 年 4 月 1 日) 障害者優先調達推進法の施行 (平成 25 年 4 月 1 日)
平成 26 (2014) 年	障害者権利条約の批准 (平成 26 年 1 月 20 日)
平成 27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成 28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (平成 28 年 4 月 1 日) 改正障害者雇用促進法施行 (平成 28 年 4 月 1 日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 (平成 28 年 5 月 13 日) 改正発達障害者支援法の施行 (平成 28 年 8 月 1 日)
平成 30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成 30 年 4 月 1 日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成 30 年 6 月 13 日) 障害者基本計画 (第 4 次計画)
令和元 (2019) 年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 (令和元年 6 月 28 日)
令和 2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (令和 2 年 4 月 1 日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和 2 年 6 月 19 日)

2 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

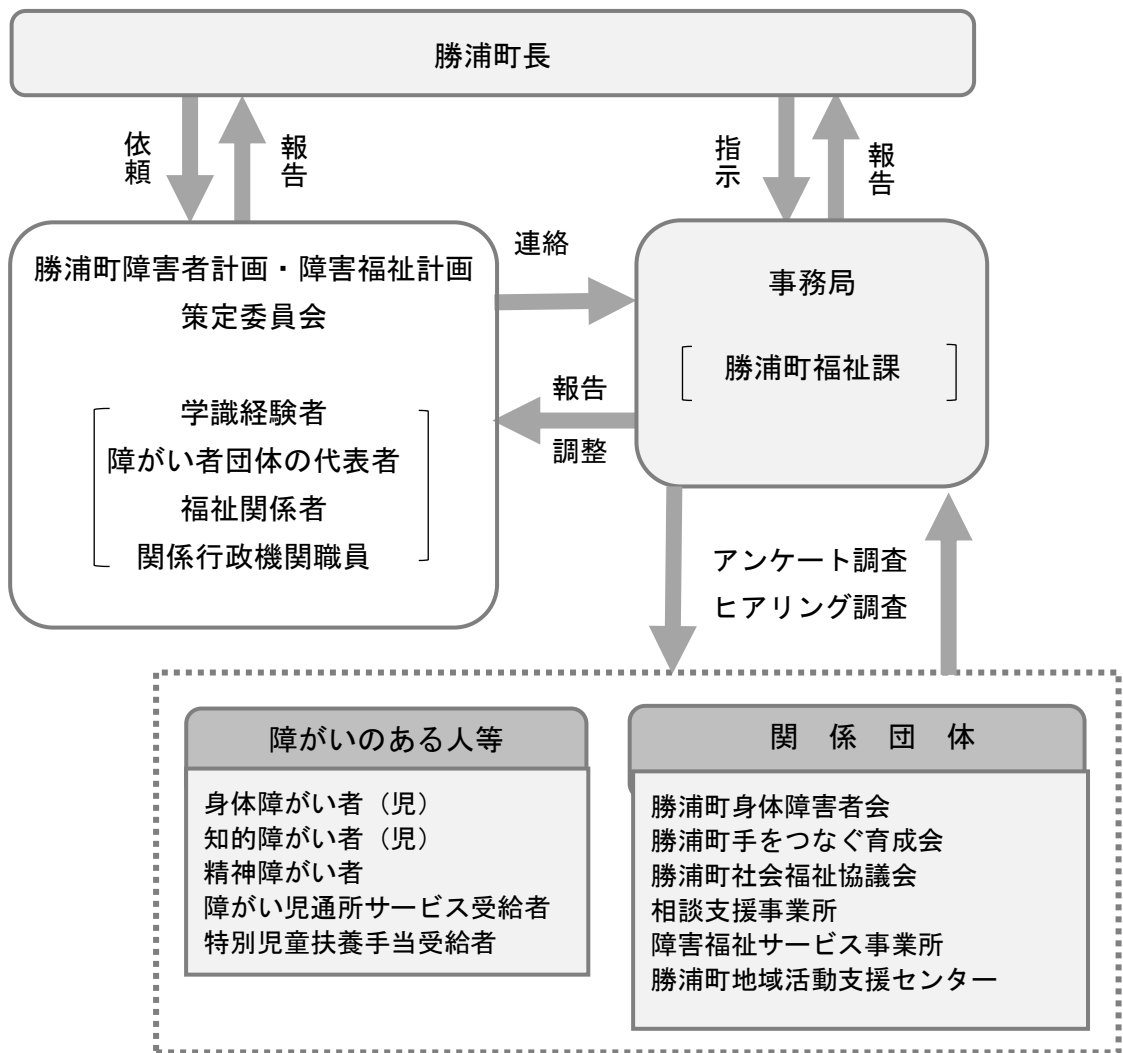
策定にあたっては、徳島県障がい者施策基本計画との整合性を図るとともに、本町の最上位計画である「勝浦町総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「勝浦町地域福祉計画」との基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、勝浦町障害者計画等の関連計画との整合性に留意して策定しました。



3 計画の策定体制

計画の策定にあたって、広く意見を聞くために、学識経験者や福祉関係団体、その他関係諸団体・機関の代表者等からなる「勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置しました。

また、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者及び関係団体等にアンケート調査やヒアリング調査を実施し、障がいのある人等の意見の反映にも努めました。



4 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
勝浦町障害者計画					
勝浦町第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			勝浦町第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画		

5 国が示す基本指針の概要

国が示す基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及びその他自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して、計画を作成しました。

国が示す基本指針の概要

項目	内容
①地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を希望する人が、地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制を整備する
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援についても事業目的を踏まえた上で提供体制確保に係る目標を設定する ・就労定着支援の更なるサービス利用を促進する
④「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現に向けた、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む ・地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組む
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する ・発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する

項目	内容
⑥障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの地域支援機能の強化による地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する ・重症心身障がい児や医療的ケア児の支援にあたって、ニーズを把握するとともに、ニーズの多様化を踏まえ協議会の活用等、役割や体制の検討を行う
⑦相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる充実・強化に向けた検討を行う
⑧障がい者の社会参加を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進や視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する
⑨障がい福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、障がい福祉サービスが多様化する中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する
⑩障がい福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む





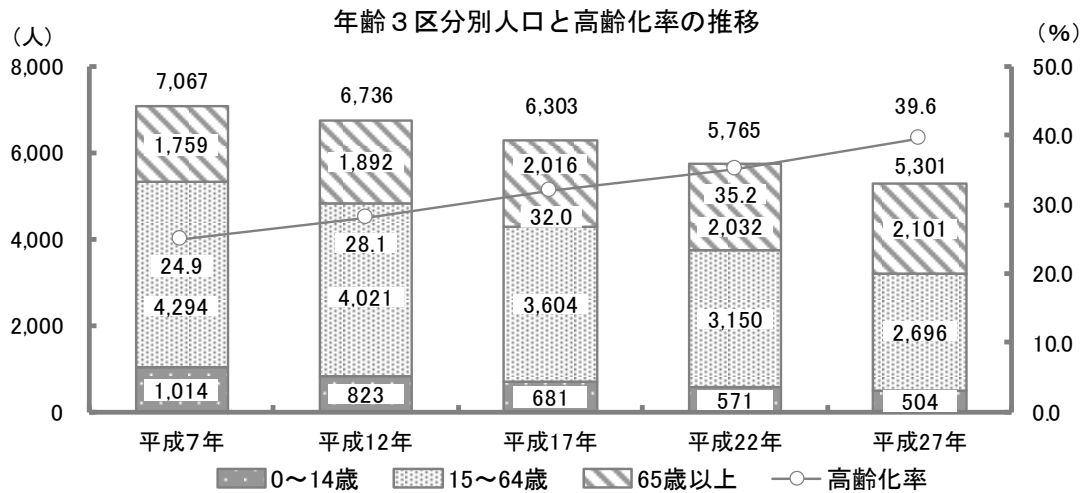
第2章 障がいのある人等の現状

1 統計等からみる現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

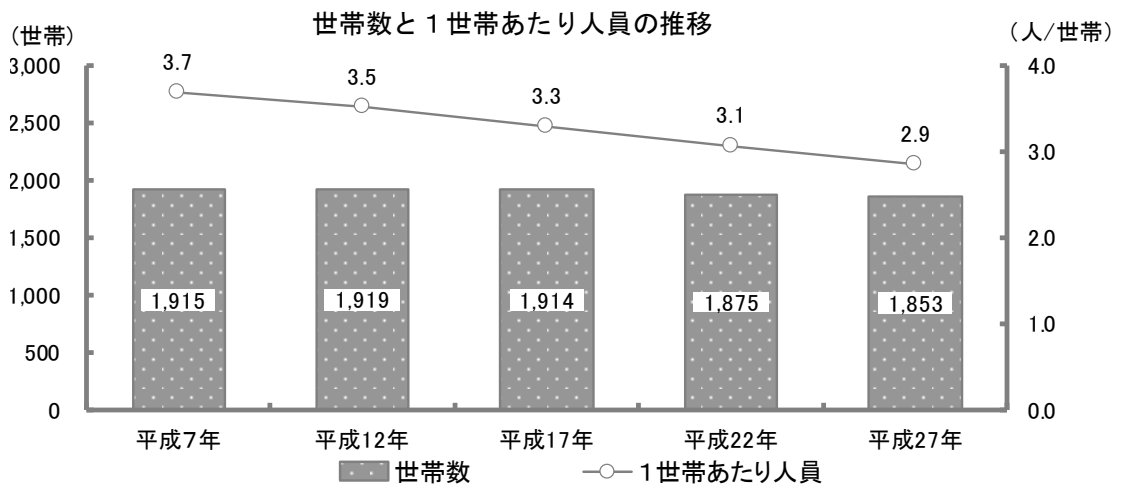
本町の総人口は、年々減少しており、平成27年に5,301人となっています。一方で高齢者人口は増加を続け、高齢化率も年々増加しており、平成27年に39.6%となっています。



資料：国勢調査

② 世帯数と1世帯あたり人員の推移

本町の世帯数は、減少傾向にあり、平成27年に1,853世帯となっています。また、1世帯あたり人員も減少しており、平成27年に年に2.9人となっています。



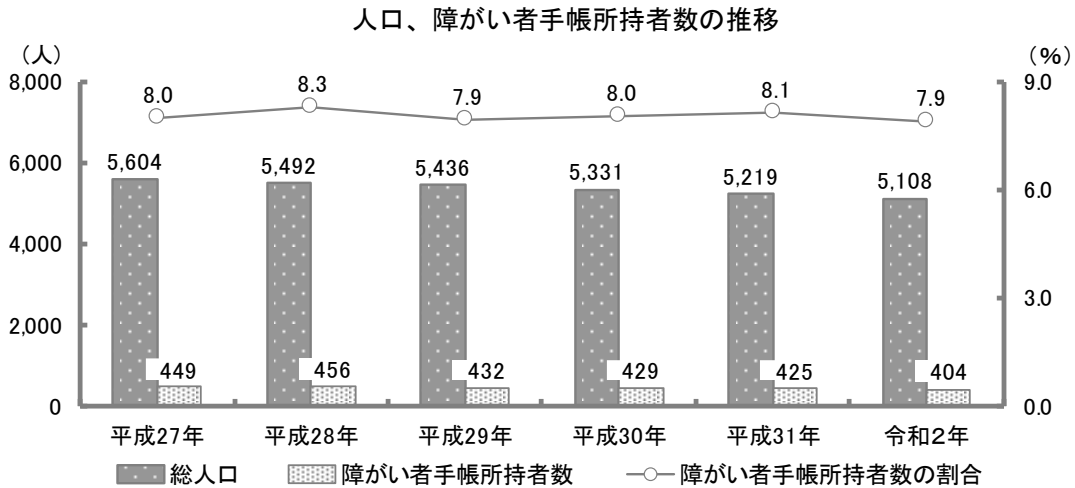
資料：国勢調査

(2) 障がいのある人の状況

① 人口、障がい者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和2年3月31日現在5,108人で、年々減少しています。

障がい者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在404人で、減少傾向にあり、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は7.9%と平成27年以降ほぼ横ばいとなっています。

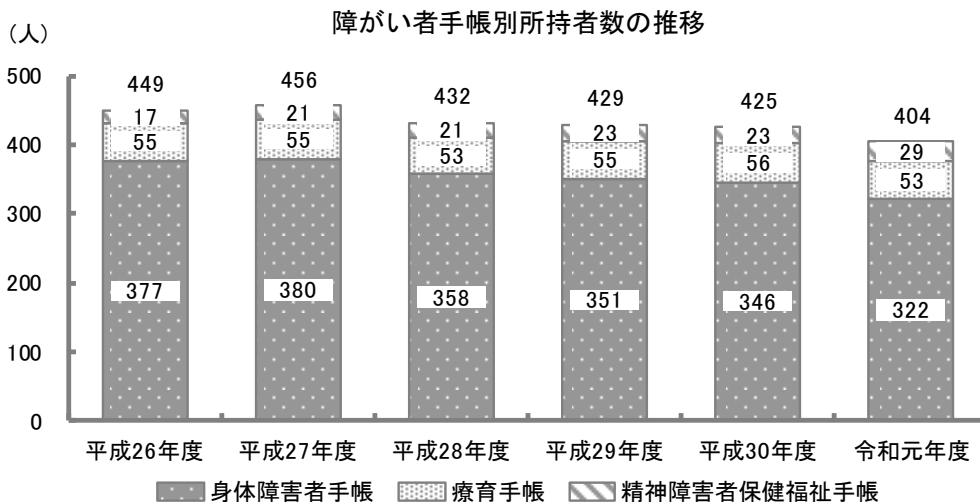


資料：人口は住民基本台帳（各年3月31日現在）、障がい者手帳所持者数は庁内調べ（各年3月31日現在）

② 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少しており、令和2年3月31日現在322人となっています。

また、療育手帳所持者数はほぼ横ばいとなっており、令和2年3月31日現在53人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年3月31日現在29人となっています。

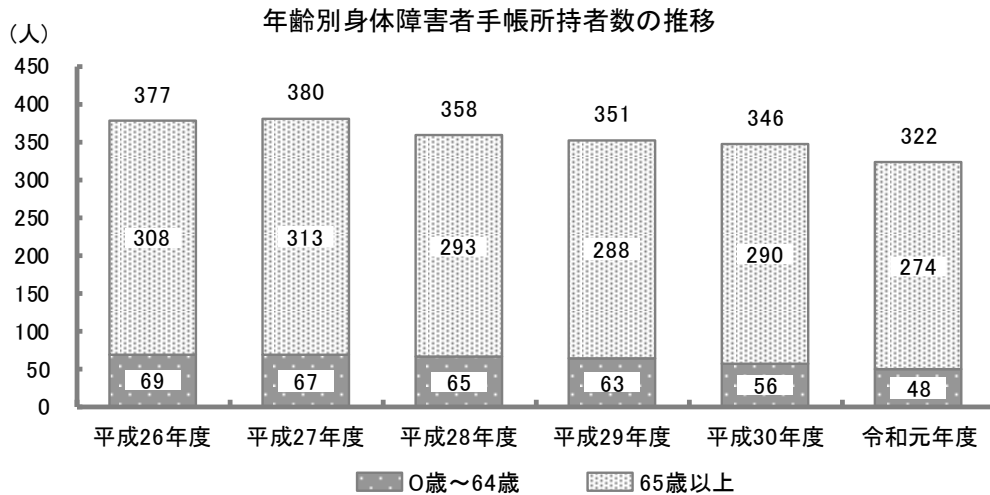


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

① 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を年齢別にみると、令和元年度では0～64歳は48人、65歳以上は274人となっており、全体の約8割が65歳以上となっています。



② 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年3月31日現在、1級の手帳所持者数が119人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が82人となっています。また、全ての等級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	120	127	125	124	132	119
2級	59	61	60	59	56	47
3級	44	41	40	38	32	34
4級	96	95	87	87	83	82
5級	24	24	19	17	15	16
6級	34	32	27	26	28	24
合計	377	380	358	351	346	322

資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由が170人（52.8%）と最も多く、次いで内部障がいが95人（29.5%）となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

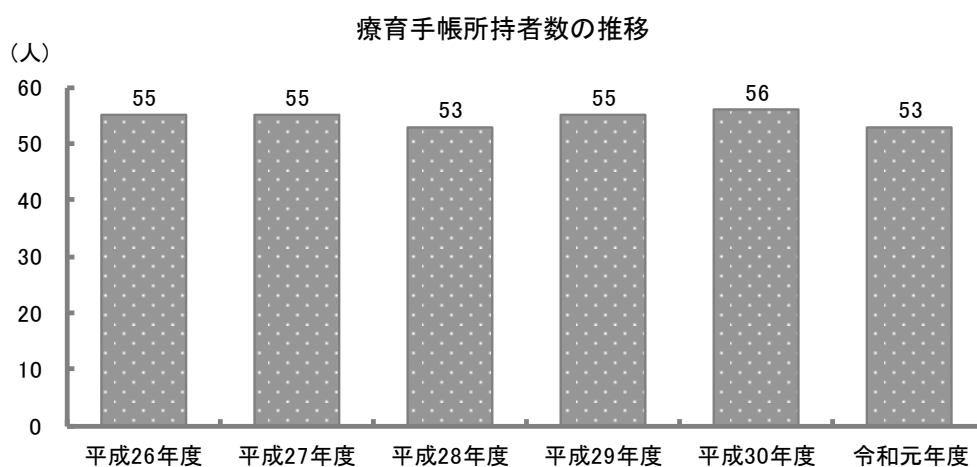
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度
視覚障がい	22	23	22	21	20	19
聴覚・平衡機能障がい・音声・言語・そしゃく機能障がい	47	45	43	43	43	38
肢体不自由	218	219	201	191	183	170
内部障がい	90	93	92	96	100	95
合計	377	380	358	351	346	322

資料：庁内調べ（各年度末現在）

（４）療育手帳所持者の状況

① 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度では53人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和2年3月31日現在、中度の手帳所持者数が19人で最も多く、次いで重度、軽度の手帳所持者数が15人となっています。また、軽度の手帳所持者数は増加傾向にあり、中度の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
最重度 (A1)	5	4	3	3	3	4
重度 (A2)	16	16	16	18	18	15
中度 (B1)	22	21	20	19	19	19
軽度 (B2)	12	14	14	15	16	15
合計	55	55	53	55	56	53

資料：庁内調べ（各年度末現在）

（5）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年3月31日現在、3級の手帳所持者数が15人で最も多く、次いで2級の手帳所持者数が9人となっています。また、3級の手帳所持者数は増加傾向にあり、2級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

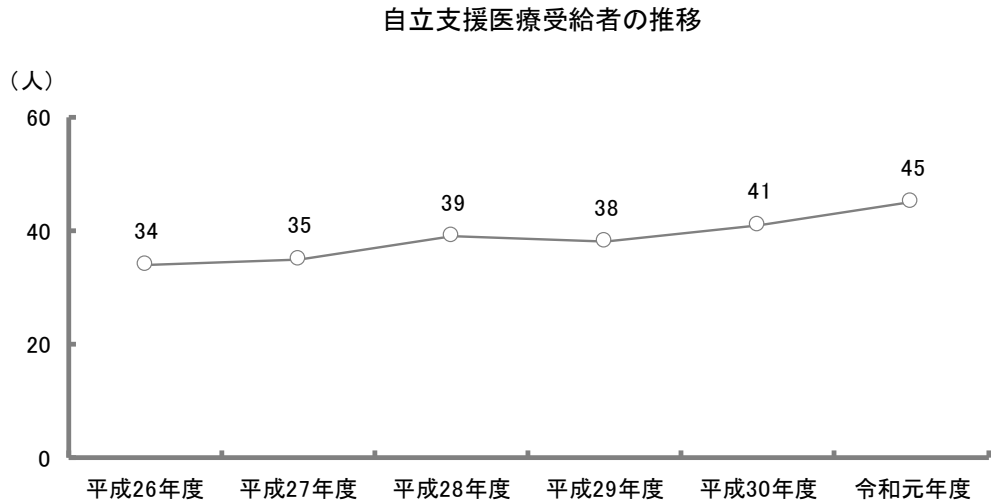
単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
1級	2	3	5	5	5	5
2級	12	14	10	9	9	9
3級	3	4	6	9	9	15
合計	17	21	21	23	23	29

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年3月31日現在45人で、増加傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）



② 特定疾患医療給付受給者数の推移

難病患者の状況について、特定疾患医療給付受給者数の推移をみると、年によって増減がありますが、令和2年では34人となっています。

特定疾患医療給付受給者数の推移

単位：人

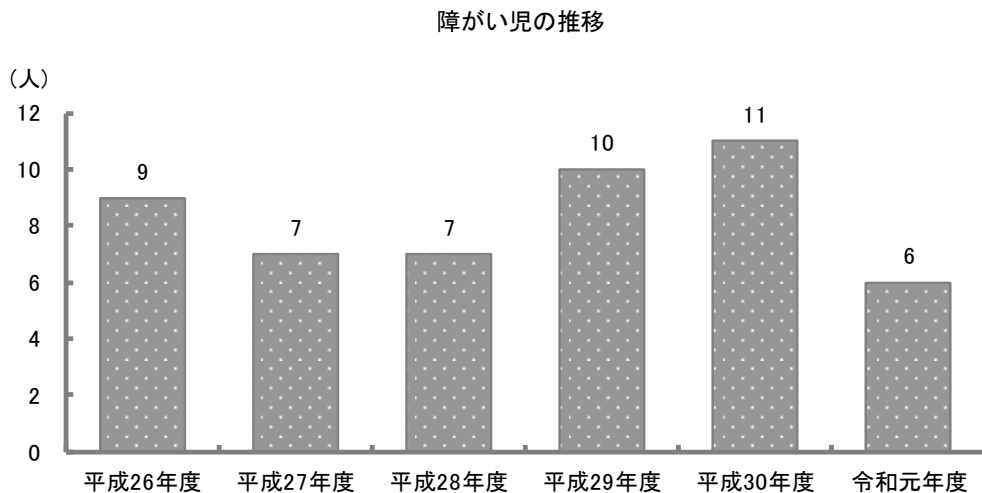
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
ベーチェット病	1	1	1	0	0	0
重症筋無力症	3	3	3	3	4	2
全身性エリテマトーデス	2	3	2	2	2	2
サルコイドーシス	1	1	1	0	0	0
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	4	3	3	2	2	2
特発性血小板減少性紫斑症	1	1	0	0	1	1
潰瘍性大腸炎	9	9	9	9	6	6
脊髄小脳変性症	1	1	2	1	1	1
クローン病	3	3	4	5	5	5
悪性関節リウマチ	1	1	1	0	0	0
パーキンソン病関連疾患	12	8	7	4	3	4
大脳皮質基底核変性症	0	1	1	0	0	0
後縦靭帯骨化症	2	2	3	2	2	2
多系統萎縮性	1	2	2	1	1	2
混合性結合組織病	2	1	1	1	1	1
網膜色素変性症	2	2	2	2	2	4
肥大性心筋症	4	4	4	2	2	2
IgA腎症	0	0	1	0	0	0
合計	49	46	47	34	32	34

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

(6) 障がい児の状況

① 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児と知的障がい児を合わせ、令和2年3月31日現在6人となっており、増減を繰り返しています。

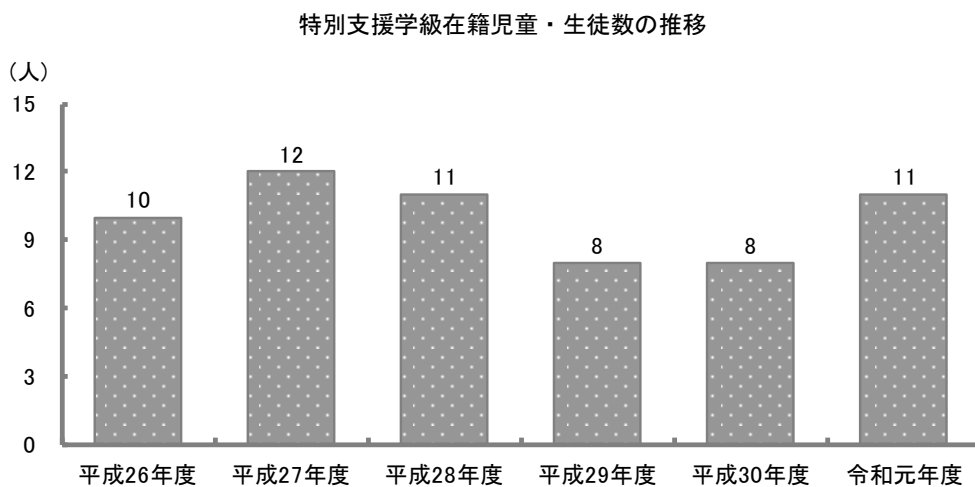


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

小学校・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、令和元年5月1日現在11人で、増減を繰り返しています。



資料：庁内調べ（各年度5月1日現在）

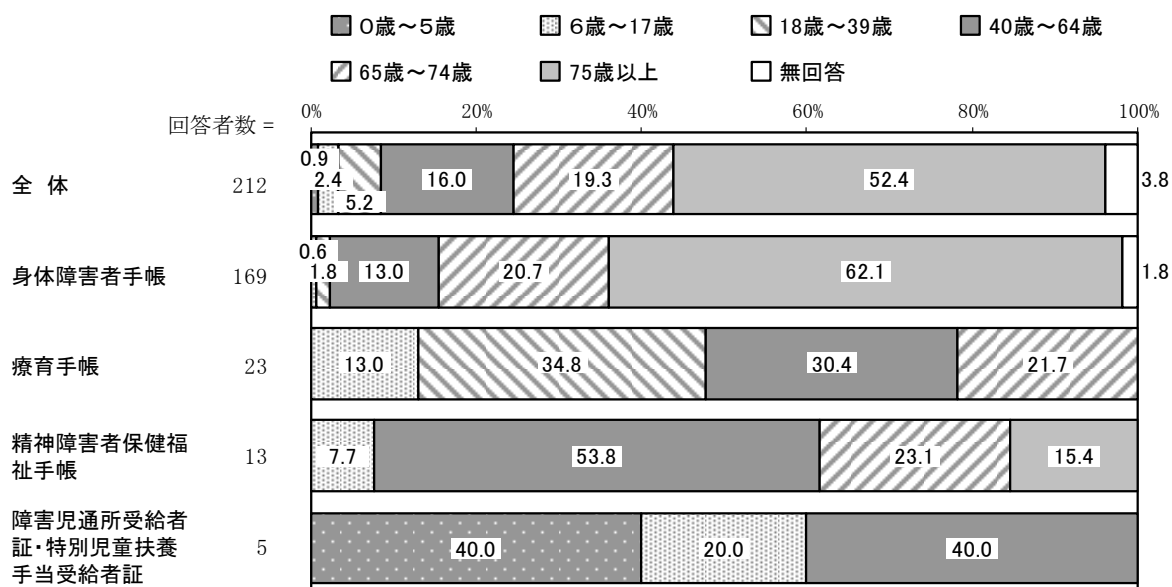
2 アンケート調査結果からみる現状

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障がい児通所施設に通われている方、特別児童扶養手当を受給されている方を対象に、令和2年10月26日から令和2年11月9日の間にアンケート調査を実施しました。

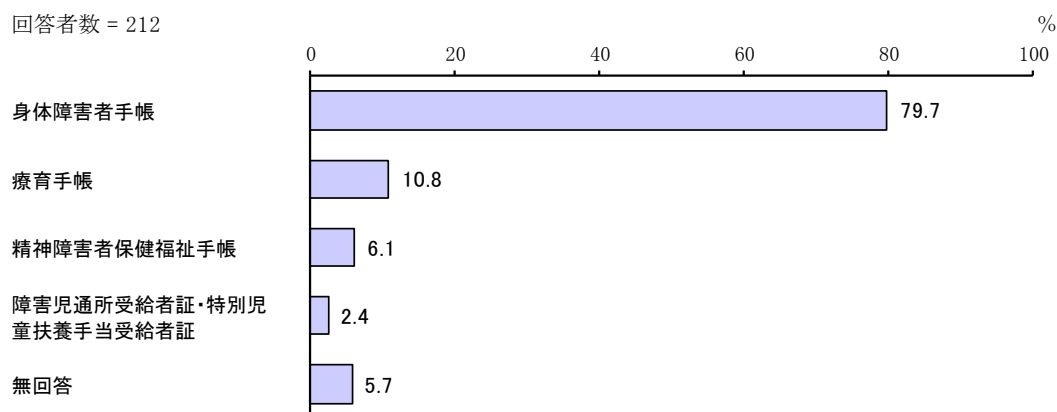
(1) 回答者属性

<年齢>

「75歳以上」の割合が52.4%と最も高く、次いで「65歳～74歳」の割合が19.3%、「40歳～64歳」の割合が16.0%となっています。

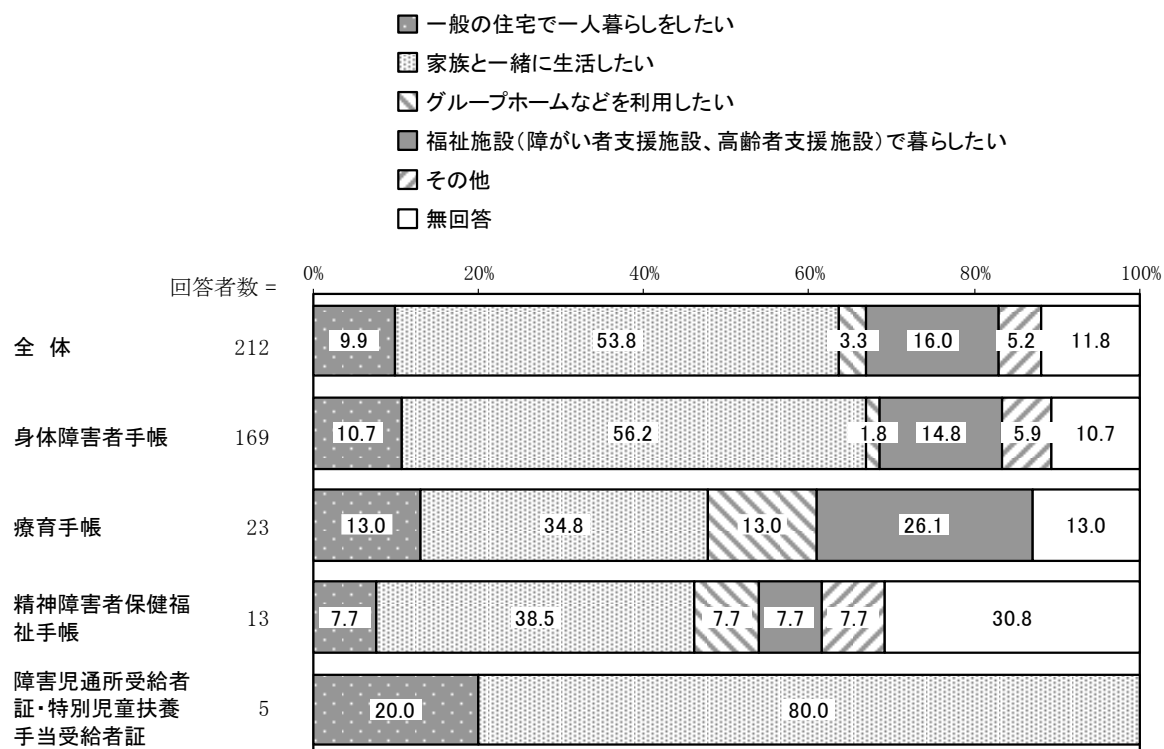


<手帳の所持状況>



(2) 今後3年以内の暮らしの希望

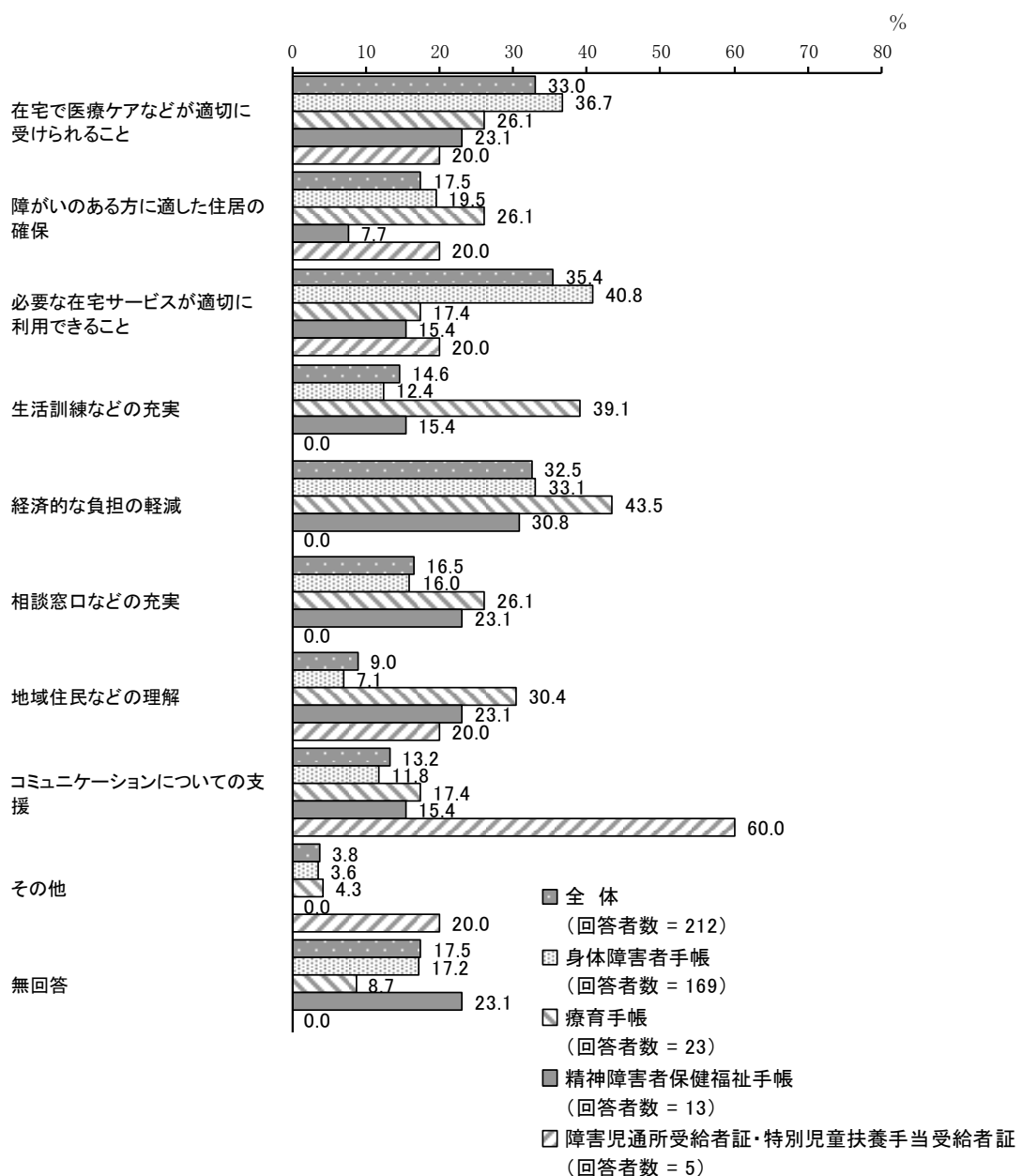
「家族と一緒に生活したい」の割合が53.8%と最も高く、次いで「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」の割合が16.0%となっています。



(3) 希望する暮らしを送るために必要な支援

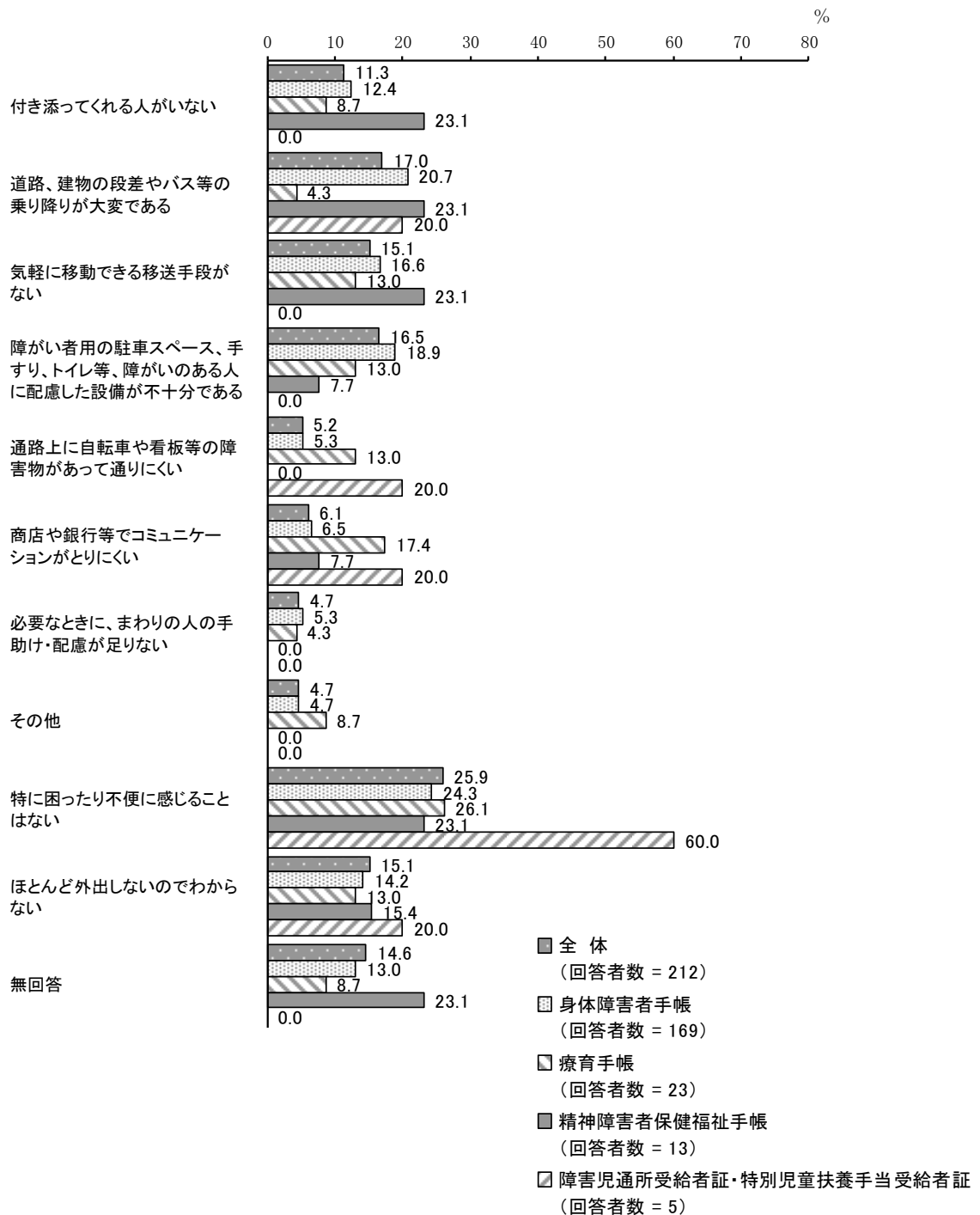
「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が35.4%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の割合が33.0%、「経済的な負担の軽減」の割合が32.5%となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害者手帳で「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が、療育手帳で「障がいのある方に適した住居の確保」「生活訓練などの充実」「経済的な負担の軽減」「地域住民などの理解」の割合が高くなっています。



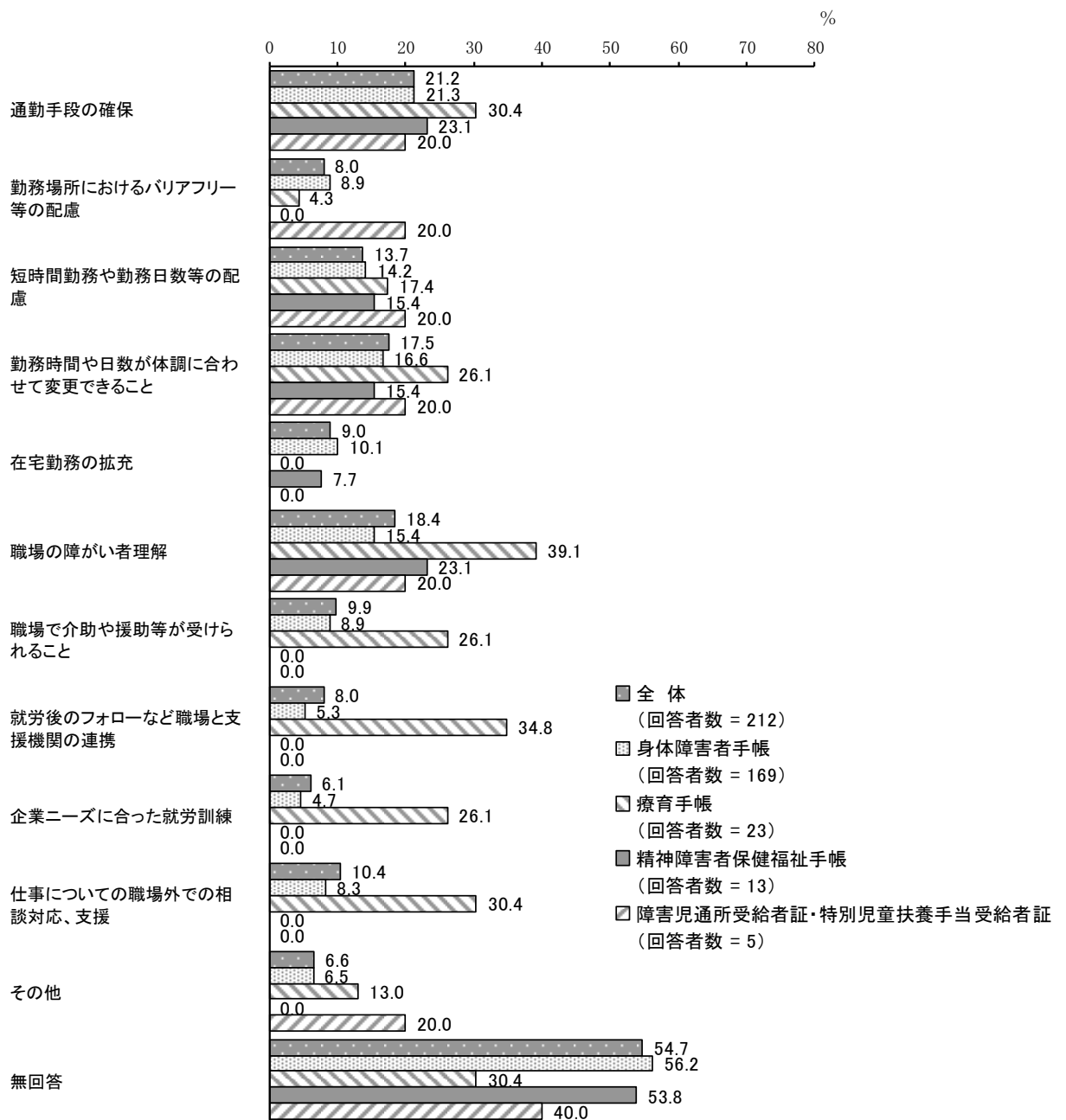
(4) 外出する際に、町内で困ったり不便に感じること

「特に困ったり不便に感じることはない」の割合が25.9%と最も高く、次いで「道路、建物の段差やバス等の乗り降りが大変である」の割合が17.0%、「障がい者用の駐車スペース、手すり、トイレ等、障がいのある人に配慮した設備が不十分である」の割合が16.5%となっています。



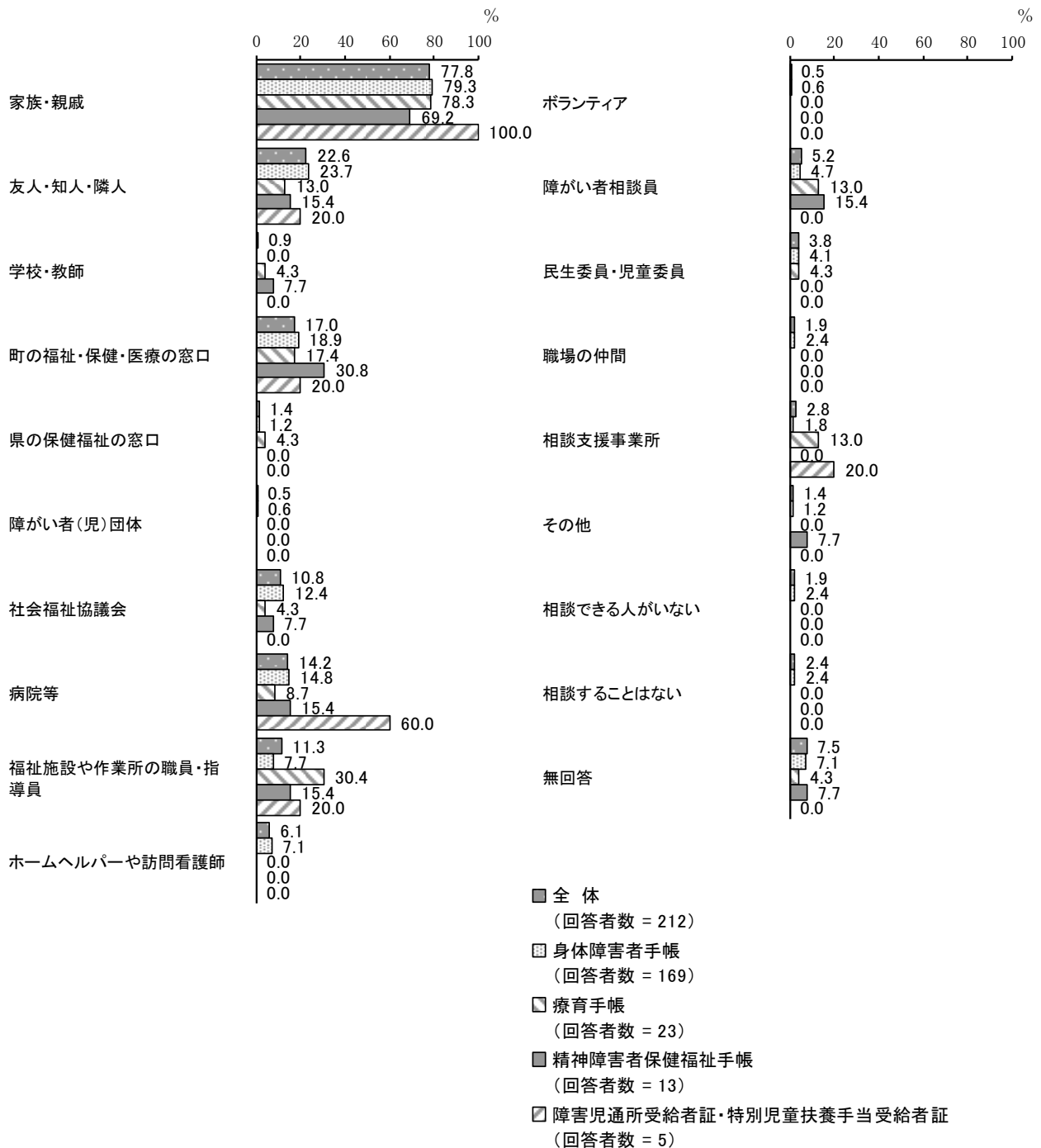
(5) 障がい者の就労支援として必要なこと

「通勤手段の確保」の割合が21.2%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」の割合が18.4%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が17.5%となっています。



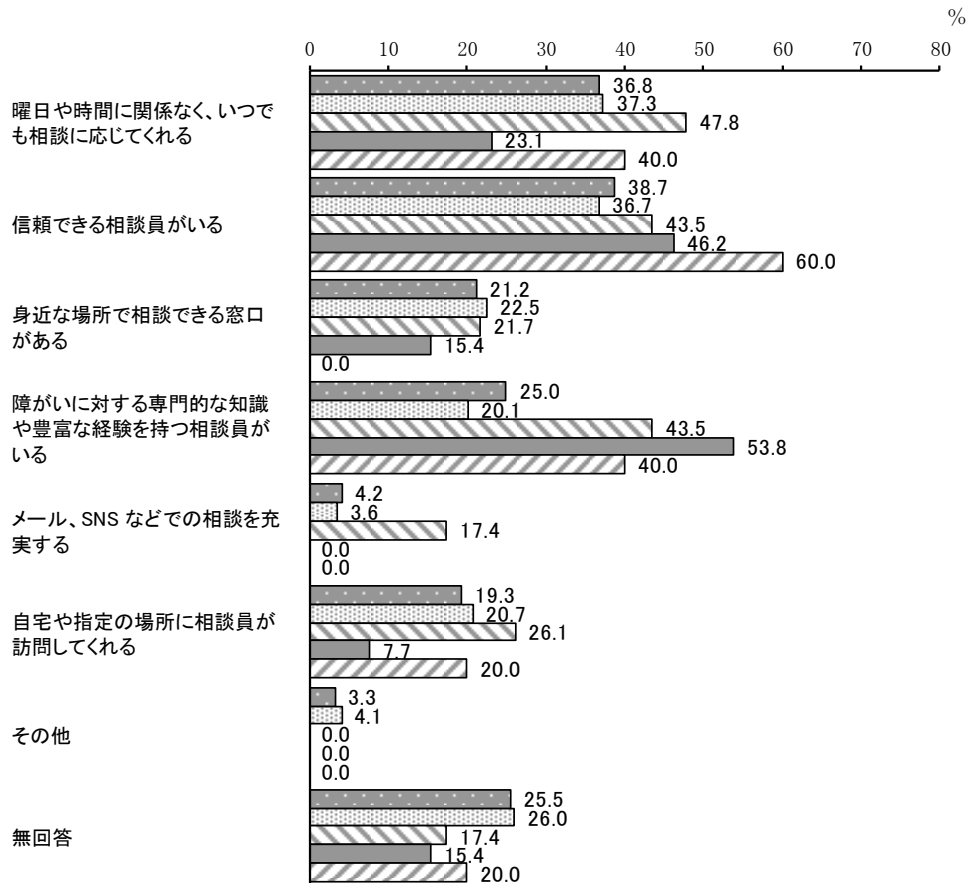
(6) 相談相手

「家族・親戚」の割合が77.8%と最も高く、次いで「友人・知人・隣人」の割合が22.6%、「町の福祉・保健・医療の窓口」の割合が17.0%となっています。



(7) 相談しやすくするために必要なこと

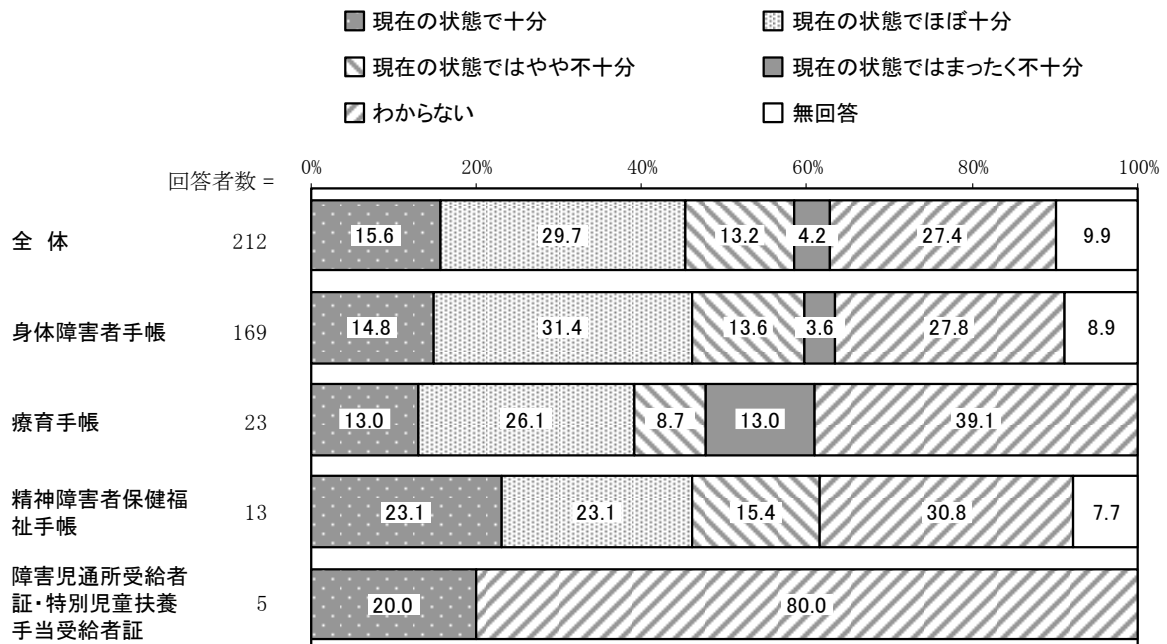
「信頼できる相談員がいる」の割合が38.7%と最も高く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」の割合が36.8%、「障がいに対する専門的な知識や豊富な経験を持つ相談員がいる」の割合が25.0%となっています。



- 全体 (回答者数 = 212)
- ▨ 身体障害者手帳 (回答者数 = 169)
- ▩ 療育手帳 (回答者数 = 23)
- 精神障害者保健福祉手帳 (回答者数 = 13)
- 障害児通所受給者証・特別児童扶養手当受給者証 (回答者数 = 5)

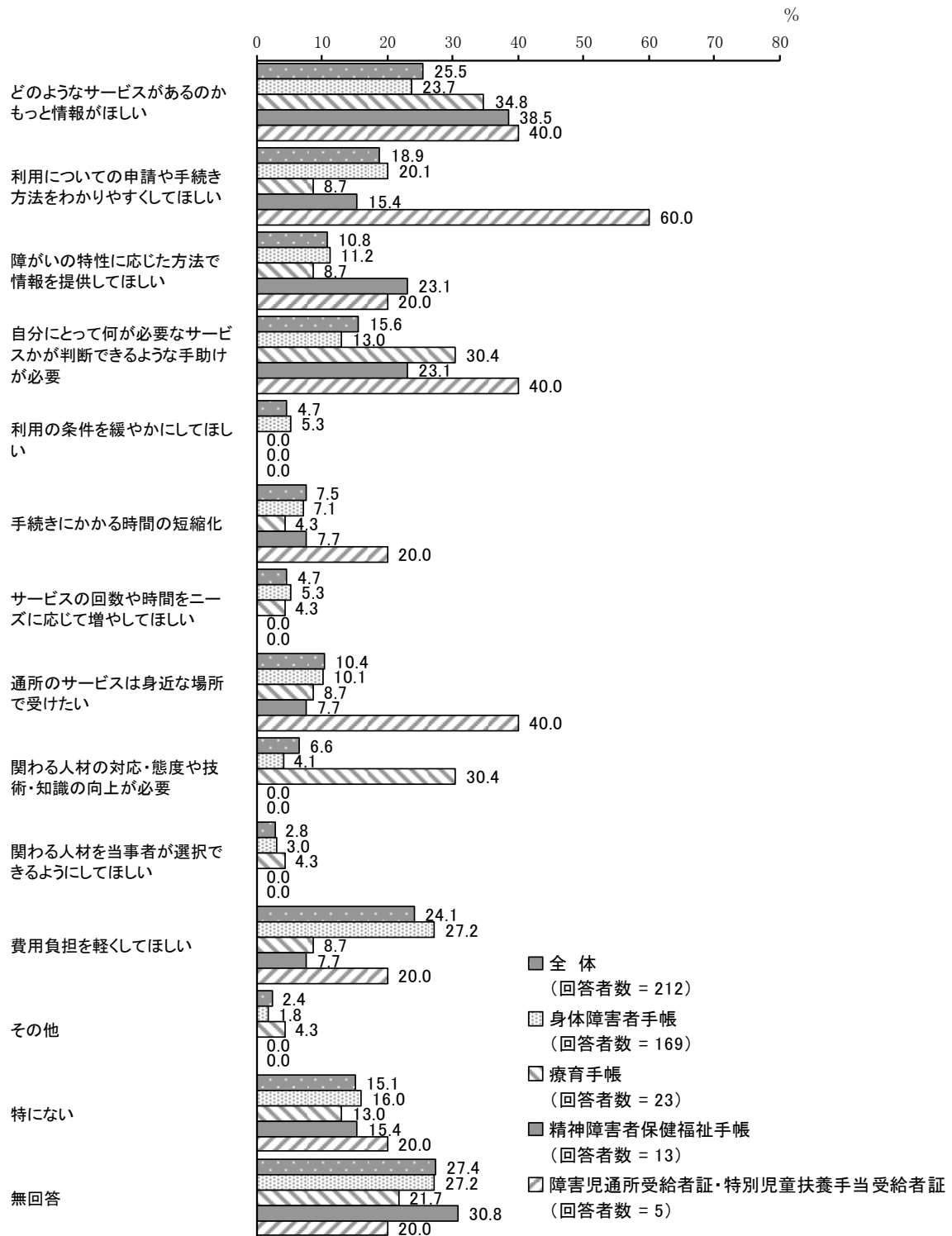
(8) 福祉に関する情報について

「現在の状態で十分」と「現在の状態でほぼ十分」をあわせた“十分”の割合が45.3%、「現在の状態ではやや不十分」と「現在の状態ではまったく不十分」をあわせた“不十分”の割合が17.4%となっています。



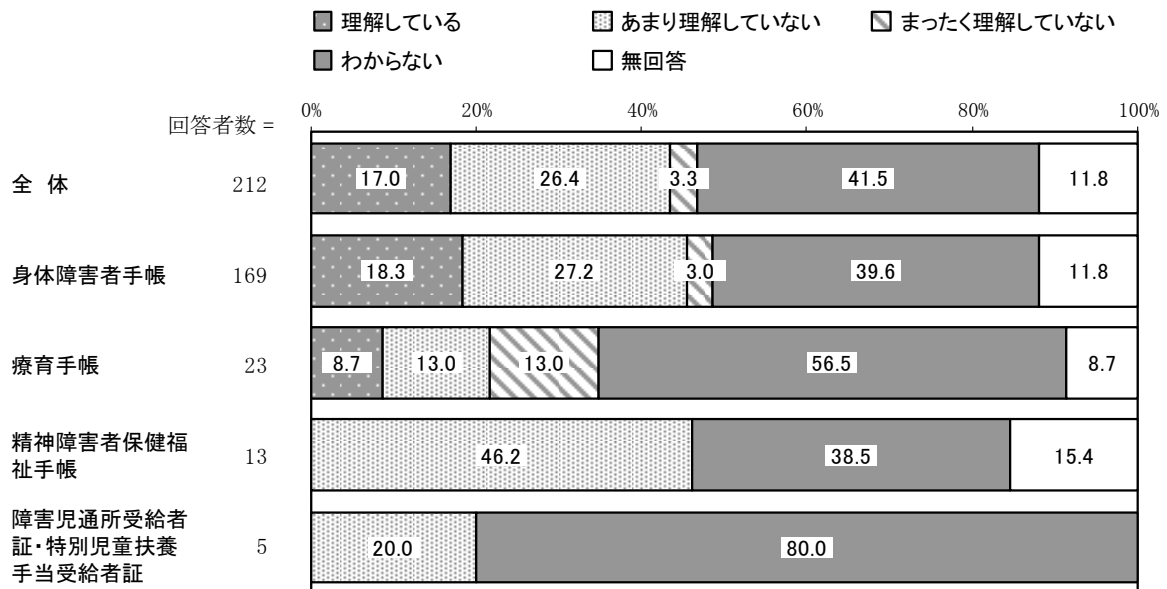
(9) 障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望すること

「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」の割合が25.5%と最も高く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」の割合が24.1%、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」の割合が18.9%となっています。



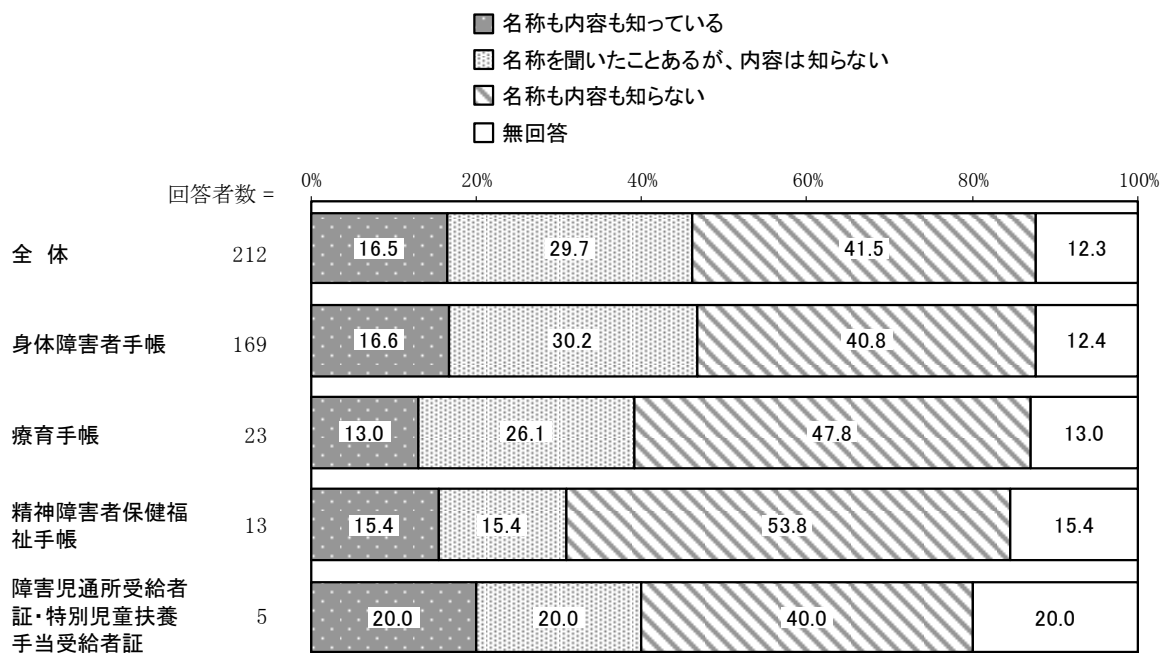
(10) 地域の人への障がいに対する理解について

「わからない」の割合が41.5%と最も高く、次いで「あまり理解していない」の割合が26.4%、「理解している」の割合が17.0%となっています。



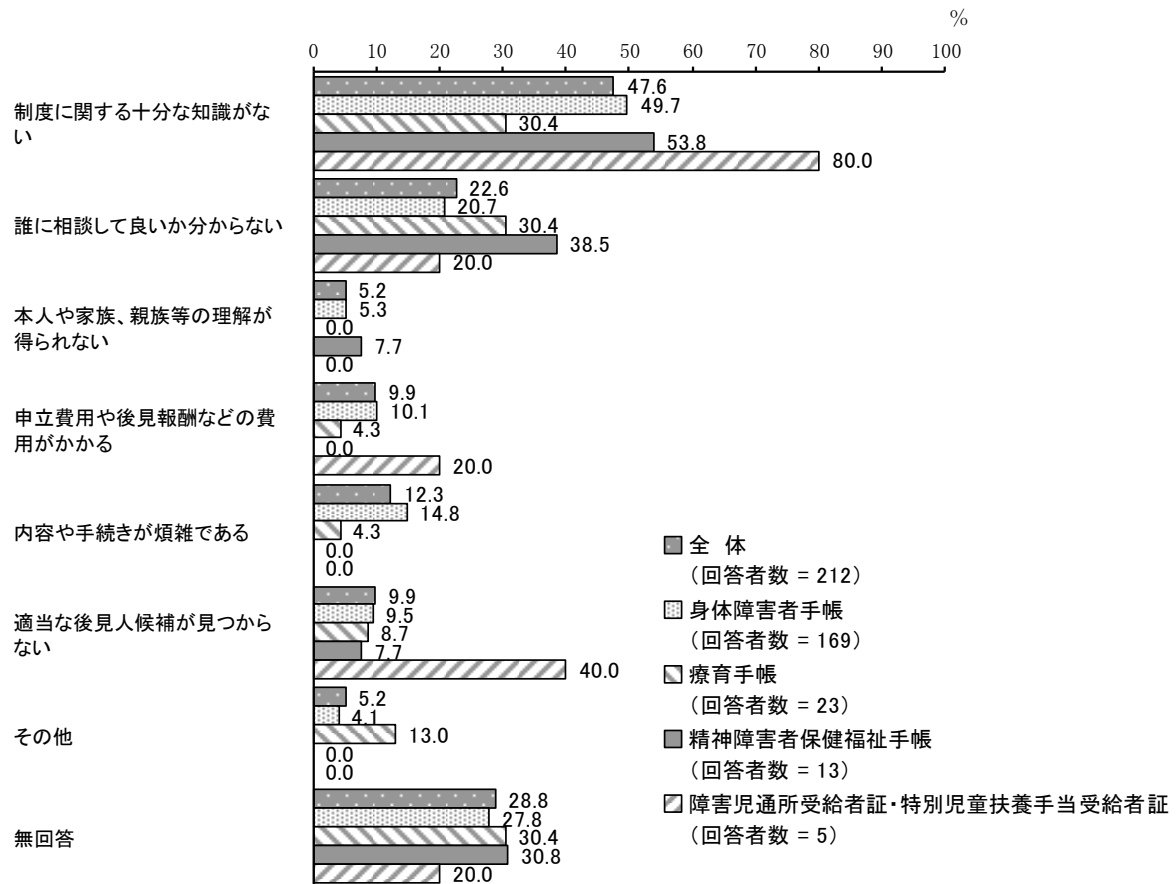
(11) 「成年後見制度」の認知度

「名称も内容も知らない」の割合が41.5%と最も高く、次いで「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が29.7%、「名称も内容も知っている」の割合が16.5%となっています。



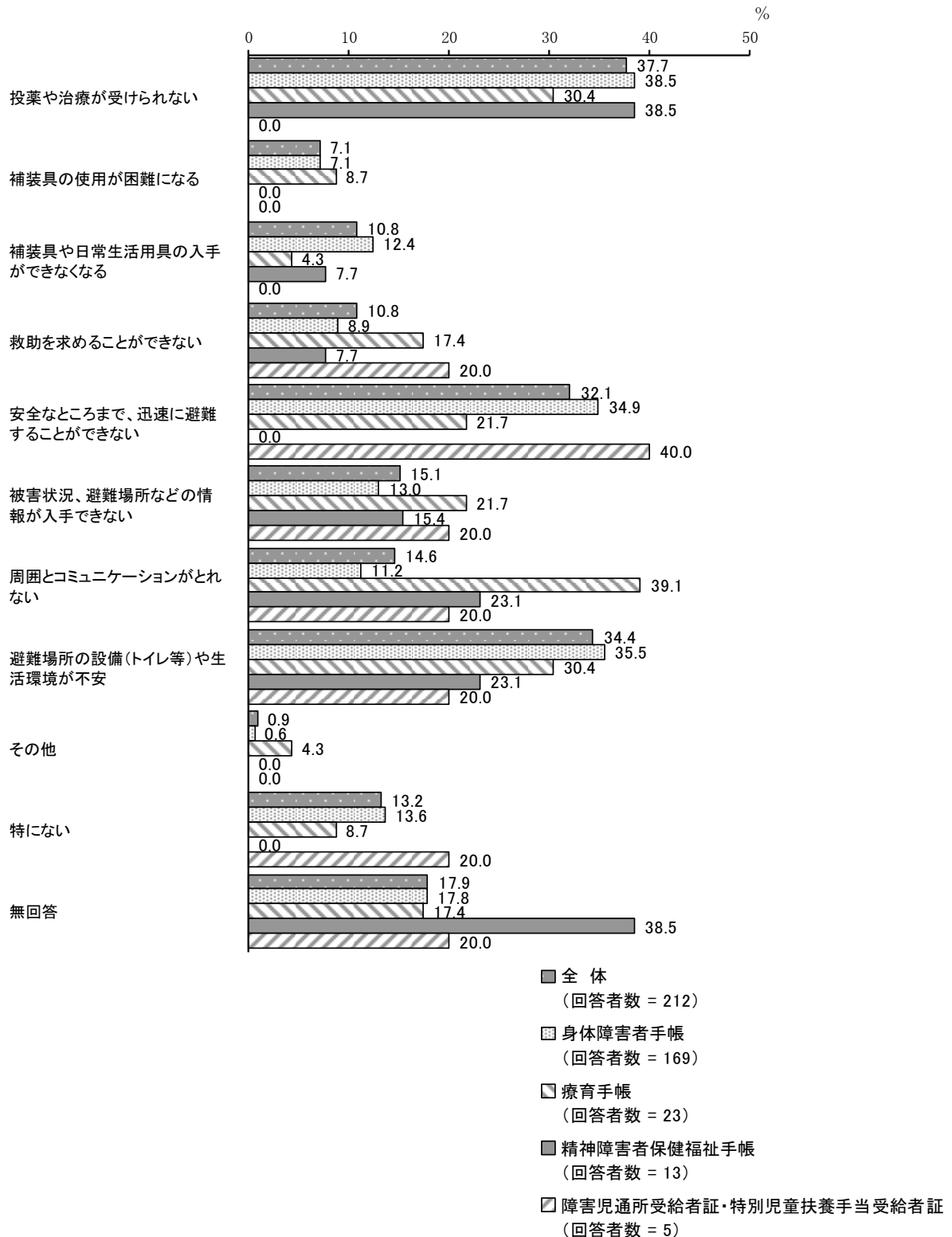
(12) 成年後見制度の利用促進に向けての課題

「制度に関する十分な知識がない」の割合が47.6%と最も高く、次いで「誰に相談して良いか分からない」の割合が22.6%、「内容や手続きが煩雑である」の割合が12.3%となっています。



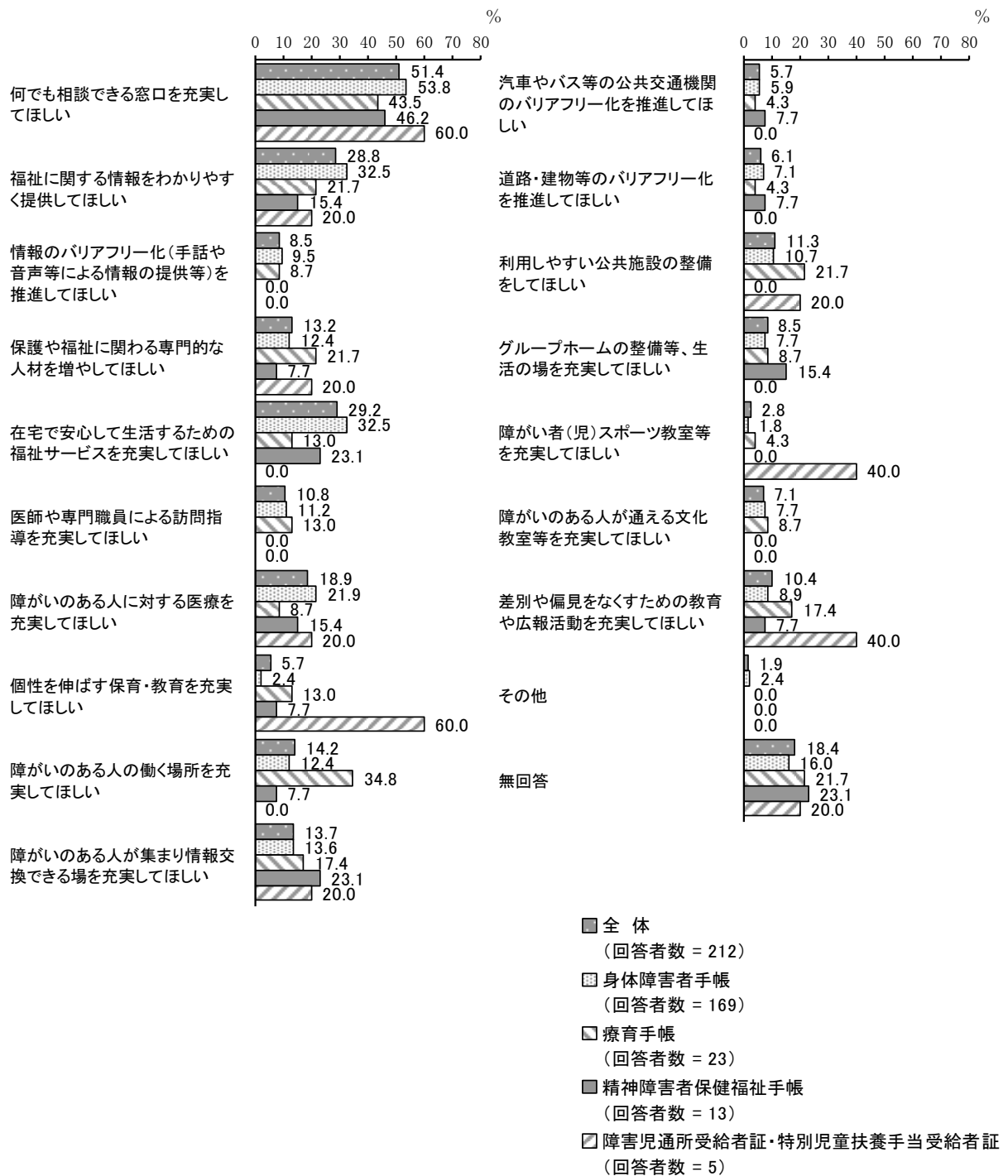
(13) 火事や地震等の災害時に困ること

「投薬や治療が受けられない」の割合が37.7%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が34.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が32.1%となっています。



(14) 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望すること

「何でも相談できる窓口を充実してほしい」の割合が51.4%と最も高く、次いで「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実してほしい」の割合が29.2%、「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」の割合が28.8%となっています。



3 ヒアリング調査結果

【ヒアリング対象団体】

勝浦町身体障害者会、勝浦町手をつなぐ育成会、社会福祉法人柏涛会 一般・特定・障がい児相談支援事業こなん、特別養護老人ホーム 喜楽苑、勝浦町地域活動支援センターサルビア作業所、勝浦町社会福祉協議会

【ヒアリング実施期間】

令和2年11月18日～令和2年11月30日

(1) 障がい関係団体

① 活動を通じた問題や課題について

新規メンバーの加入が少ない、活動メンバーの専門性が不足している、役員のなり手がいないなどの課題があります。

また、障がい児養育や育てにくさを感じながら子育てをしている方に、活動を知ってもらい参加してもらうことが難しい状況となっています。

② 障がいに理解について

教育、仕事や収入等で障がい者に対する差別・偏見、配慮のなさを感じることもあり、当たり前の教育（地域の小中学校）や当たり前の保育（地域の保育園）を受けることをためらってしまうなど、受け入れてもらえないのではないかと不安を感じることがあります。

③ 障がい児・者に対する福祉サービスについて

聞きに行き初めて知るサービスや支援が多く、自分から調べなければ知らないままになることがほとんどだと思われ、各種支援について積極的な情報発信が必要です。また、就学・進学タイミングにおける切れ目のない支援、放課後等デイサービス事業所設立、親亡き後の問題に対する取組が必要です。

④ 療育や障がい児のサービスについて

早期発見の場は充実してきているものの、各サービスを町内で受けることができない。特に放課後等デイサービスは町外の事業所しかないため不便。

(2) 障がい事業所

① 事業運営を進めていく上での課題

事業運営を進めていく上で、職員の確保、事務作業量が多いこと、職員の資質向上を図ることが難しいなどの課題があります。

② 障がい児・者に対する福祉サービスについて

障がい児や障がい者の見守りや相談等の充実や、放課後等デイサービスの整備が必要です。

また、障がい児・者の家族も安心して生活ができるように必要なサービスを受けることができ、親が介助できなくなった時の支援が必要です。

③ 地域包括ケアによる地域の連携強化について

訪問系サービスのニーズに対応できるよう居宅介護に対応できる事業所の見直し、掘り起し、開拓が必要です。また、独居の方（高齢者・障がい者）の見守りシステムの構築を進めるとともに、地域に支援を必要とする方がどのような支援が必要かを整理しておくことが重要です。

さらに、日常から偏見を持つことがなく共に生活ができるよう、障がいの理解や対応方法の研修や、幼少期からの障がいについての学習や交流を取り入れていくことが必要です。

④ 障がい者の社会参加について

サービスの利用や町外の働く場までの移動において不自由さを感じています。また、就労については、町内の企業や商店等や農業経営の方への働きかけ等により働く場の確保が必要です。

さらに、障がいに関する理解を図るため、個別対応方法や研修により、働く場や地域住民の理解の促進が必要です。

⑤ 療育や障がい児のサービスについて

施設に通うための交通手段の支援や、相談機関の紹介が必要です。また、母親の不安や子育ての悩みを気軽に話せる機会として「おしゃべり会」を実施しており、保健師や専門の知識がある職員に参加していただきたい。

⑥ 計画策定にあたっての意見

小さな町だからできること、山や川の自然を大切に、障がいがあっても子育てしやすい環境であるよう、イベント等に障がいがあっても参加できるような支援や、住みやすいまちづくりに今後も取り組んでいくことが必要です。

4 成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		数値
平成 28 年度末施設入所者		15 人
令和 2 年度 地域移行者数	目標値	1 人
	実績値	0 人
令和 2 年度 施設入所者数削減数	目標値	1 人
	実績値	0 人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		数値
保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	目標値	1 箇所
	実績値	1 箇所

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目		数値
令和 2 年度末における 地域生活支援拠点の整 備箇所数	目標値	圏域で 1 箇所
	実績値	未整備

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

項目		数値
平成 28 年度一般就労移行者数		0 人
令和 2 年度一般就労移行者数	目標値	1 人
	実績値	0 人
平成 28 年度就労移行支援事業利用者数		0 人
令和 2 年度就労移行支援事業利用者数	目標値	1 人
	実績値	3 人
令和 2 年度就労移行率 30% 以上を達成した就 労移行支援事業所	目標値	1 箇所
	実績値	0 箇所
令和 2 年度就労定着支援事業による支援を開始 した時点から 1 年後の職場定着率	目標値	80%
	実績値	実績なし

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目		数値
児童発達支援センターの整備数	目標値	圏域で設置
	実績値	圏域で設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	目標値	圏域で設置
	実績値	圏域で設置
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	目標値	圏域で確保
	実績値	圏域で設置
医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	目標値	1箇所
	実績値	未設置





第 3 章


計画の基本的な考え方

1 基本理念


本町の障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた勝浦町障害者計画においては、「すべての人が安心して暮らし、お互いを尊重し、助けあうぬくもりのあるまち勝浦町」を基本理念とし、障がいの有無に関わらず、すべての町民がそれぞれの人格と個性を尊重し、支えあい助けあいながら、安心して暮らすことができるぬくもりを持った地域社会づくりを目指しています。

本計画においても、勝浦町障害者計画の基本理念や基本目標を踏襲し、計画を推進していきます。

基本理念



すべての人が安心して暮らし、お互いを尊重し、助けあう
ぬくもりのあるまち 勝浦町



<勝浦町障害者計画における基本目標>

勝浦町障害者計画では、次の4つを基本目標とし、施策を推進することによって、基本理念の実現を図ることとしています。

基本目標1 障がいのある人に対する理解の推進

障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、差別解消に向けて取り組むとともに、相互理解や啓発活動、権利擁護の推進などに取り組みます。

基本目標2 社会参加と自立の促進

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツの振興、移動支援の充実を図ります。

基本目標3 切れ目のない支援の充実

地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育・就労等の連携強化により、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

また、障がいのある人の高齢化（親亡き後など）にも対応できるよう、包括的な支援について検討します。

基本目標4 安心・安全で暮らしやすいまちづくり

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや、情報提供・意思疎通支援の充実を図ります。

また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組めます。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行者数については、地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障がい者がいることや障がい者の高齢化などを鑑み、目標値を1人としています。

相談支援事業を充実させるとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域移行するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の確保に努めるとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の確保に努めます。

項目	国の基本指針
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

目 標 値	
<基準値> 令和元年度末施設入所者数	15人
令和5年度末時点での施設入所者数削減数	1人
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として勝浦町自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	7人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2人	2人	3人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人

※ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは？

精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がいのある人のケアにも応用したもの。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点について、全ての機能を持たせた拠点を一度に整備することは難しい状況ですが、圏域での設置に向け検討していきます。検討に当たっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、勝浦町自立支援協議会等の場を活用し進めます。

項目	国の基本指針
地域生活支援拠点等有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する

目 標 値	
地域生活支援拠点等の整備	各圏域に1つ
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0	0	圏域で1箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	0	0	1

※ 地域生活支援拠点とは？

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、その機能について、①相談ができること（地域移行、親からの自立等）、②緊急時の受け入れができること（短期入所の利便性・対応力向上等）、③一人暮らし、グループホーム等の体験ができること、④専門的人材の確保、養成を行うこと、⑤地域の体制づくりを行うこと（サービス拠点、コーディネーターの配置等）が示されています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の雇用を促進するため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、勝浦町社会福祉協議会等と連携し支援を行います。就労に関する相談支援、能力開発、就労訓練等、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達により、障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めます。

項目	国の基本指針
一般就労移行者数	令和5年度における一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度における就労移行支援を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

目 標 値	
<基準値> 令和元年度における一般就労移行者数	0人
令和5年度における一般就労移行者数	1人
令和5年度における一般就労移行者数（就労移行支援）	1人
令和5年度における一般就労移行者数（就労継続支援A型）	0人
令和5年度における一般就労移行者数（就労継続支援B型）	0人
令和5年度における一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人
就労定着支援事業の就労定着率	80%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、全国的に医療的ケア児の数が増加する中で、ケース発生時に地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保する
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保する
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	圏域で2箇所以上
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で4箇所以上
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で4箇所以上
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

(6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ）と連携し、発達障がい者（児）が可能な限り身近な地域において早期発見・早期支援とともに切れ目のない支援を受けられるよう、総合的な支援を進めます。

発達障がい者（児）の早期発見・早期支援には、発達障がい者（児）及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ）が実施するペアレントトレーニング等の研修について周知を図ります。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

※ ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムとは？

ペアレントトレーニングとは、発達障がいの子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、子どもへのかかわり方や心理的ストレスの改善などを目指す家族支援のアプローチのひとつです。

ペアレントプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障がい児に限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。

※ ペアレントメンターとは？

発達障がいのある子どもを持つ先輩保護者で、「信頼できる相談相手」のことです。専門家ではありませんが、同じような子どもを子育てしている経験から、同じ親として話を聞いたり、地域の情報を提供することができます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

現在の相談支援体制を充実させ、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に努めます。

地域の相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所への指導、人材育成、成年後見利用支援などを行う、基幹相談支援センターの設置については、圏域での設置を含め検討していきます。

項目	国の基本指針
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

目 標 値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	無	無	無
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	無	無	無
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	無	無	無

(8) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

項目	国の基本指針
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

目 標 値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	0回	0回	1回

(9) 新型コロナウイルス等感染症への対策

障がい福祉サービス等は、障がい者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

そのため、計画の推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症に係る対応として、保健所や関係機関と十分に連携しつつ、障がい者及びその家族、障がい福祉サービス等を提供する事業所等に対して、情報提供や相談対応等に努めます。



第4章 障がい福祉サービス等の見込み

1 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	人分	7	9	5	6	7	8
重度障がい者等包括支援	時間分	1,084	1,357	1,000	1,010	1,180	1,350

<見込量確保の方策>

- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がいのある人等が在宅生活を維持できるよう、訪問系サービスのニーズを的確に把握し、障がいのある人の状態や希望に合わせて選択できるよう、サービス提供事業者と連携を図ります。
- 障がい者の地域移行や高齢化により、サービス利用者の増加が見込まれることから十分なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する事業です。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
就労継続支援 (A型＝雇用型・ B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う事業です。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援する事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人分	18	18	20	21	22	23
	人日分	4,272	4,385	4,740	5,030	5,270	5,500
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	4	2	3	4	5	6
	人日分	515	51	560	460	570	680
就労移行支援	人分	1	4	3	1	2	3
	人日分	233	778	200	170	330	490
就労継続支援 (A型)	人分	1	1	2	1	1	2
	人日分	246	126	250	170	170	330
就労継続支援 (B型)	人分	7	6	5	5	5	6
	人日分	1,446	1,033	1,000	970	970	1160
就労定着支援	人分	0	0	0	1	2	3
療養介護	人分	2	2	2	2	2	2

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉型短期入所	人分	2	2	2	3	4	6
	人日分	18	26	30	40	50	70
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

<見込量確保の方策>

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、障がいのある人が必要なサービスを受けることができるよう、日中活動系サービスの確保に努めます。
- 特別支援学校卒業後の進路について、希望する日中活動系サービスが利用できるよう、家庭や関係機関・団体と連携し、サービス提供に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの提供体制を整えていきます。
- 就労移行支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、勝浦町社会福祉協議会等と連携し、障がい者の就労支援を行います。



(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	5	4	4	4	4	5
施設入所支援	人分	16	15	15	15	15	14
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	1

<見込量確保の方策>

- 障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス事業所と連携しながら、居住系サービスの確保に取り組みます。
- 障がいのある人の地域生活への移行、高齢化、「親亡き後」を見据え、グループホームの必要性が指摘されていることから、圏域で連携を図りながら、新規事業者の参入を促進していきます。また、地域における障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
- 施設入所支援については、地域移行を進める一方で、家庭で介助することが難しい人も増加しており、真に必要な場合に即座に対応できるよう、委託相談事業所と連携し、入所可能な施設の情報収集や入所に至る手続きなど、利用支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行い、ある一定期間ごとに適切なサービス利用の継続に向けた見直しを行う事業です。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う事業です。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	28	26	30	46	47	48
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	2

<見込量確保の方策>

- すべての障がいのある人を対象に、サービス等利用計画の作成やモニタリングに取り組み、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行支援、地域定着支援の利用を促進します。
- 県や保健所、精神科病院などの関係機関と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	有

<見込量確保の方策>

- 障がいのある人に対する理解を深める研修会やイベントの開催を目指します。
- 引き続き、ホームページや広報紙等を活用し、障がいに関する理解促進に向けた取組を行います。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援する事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

<見込量確保の方策>

- 本町では現在、実施の予定はありませんが、障がい者関係団体等の活動を支援し、障がいのある人の生きがいを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
障がい者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行や地域における生活を支援する事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を行う事業です。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施状況	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	設置状況	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施状況	有	有	有	有	有	有

<見込量確保の方策>

- 委託相談事業所と連携し、生活全般に関する相談業務や情報提供、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、障がい福祉サービスなどの利用支援を行います。勝浦町自立支援協議会を通じて、関係機関との連携強化や情報共有を図り、相談内容の多様化に対応します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1

<見込量確保の方策>

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、周知を図りながら、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。また、成年後見制度の利用困難者に経済面から補助を行い、制度の利用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

<見込量確保の方策>

- 現在、本町では実施していませんが、法人後見支援に対する理解と周知を進め、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

サービス	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を町役場の窓口等の公共施設へ設置する事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	実利用者数	5	3	3	5	5	5
手話通訳者設置事業	実設置人数	0	0	0	0	0	0

<見込量確保の方策>

- 県が実施する手話通訳者養成講座等の周知を行い、参加を促進します。
- 町が主催するイベント等において、手話通訳者の設置を推進し、聴覚障がい者の社会参加を促進します。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業です。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	1	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	3	0	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	2	1	0	2	2	2
排泄管理支援用具	件	207	210	180	210	210	210
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	1	1	1

<見込量確保の方策>

- 利用者のニーズを把握するとともに、障がい特性等に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。
- 日常生活用具を必要とする人へ、事業の周知及び情報提供を積極的に行います。
- サービスの充実のため、必要に応じて対象となる品目の拡大等の検討を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

<見込量確保の方策>

- 町単独での実施が厳しいため、現在は実施の予定はありませんが、近隣市町村や関係機関等と連携し、必要な人材の育成・確保に努めます。

(9) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援型	実利用者数	6	2	1	6	6	6
	延べ利用時間	254	207	87	470	470	470
グループ支援型	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延べ利用時間	0	0	0	0	0	0
車両移送型	実利用者数	27	30	30	32	33	35
	延べ利用時間	949	966	880	1,030	1,060	1,130

<見込量確保の方策>

- アンケートやヒアリング調査においても、移動手段の確保についての要望があり、地域の路線バスの一部路線廃止、障がい者や介護者の高齢化等により今後も利用の増加が見込まれます。このため、事業所へ移動支援事業への参入を呼びかけ、提供の確保を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

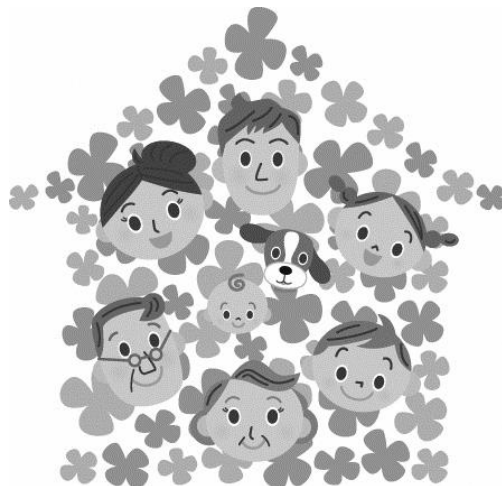
サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	16	15	15	15	15	15

<見込量確保の方策>

- 本町ではサルビア作業所で事業を実施しています。広報やホームページにおいて事業の周知を図り、利用を促進します。また、機能強化事業を継続して障がい者に対するきめ細やかな支援を実施し、内容の充実を図ります。



(11) その他の事業

サービス	概要
自動車改造費助成	自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障がいのある人の日中における活動の場を確保する事業です。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

<見込量確保の方策>

- 事業の周知を図るとともに、利用者のニーズを適切に把握し、事業者と連携してサービスの充実に努めます。

3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う事業です。
医療型児童発達支援	児童発達支援センターに地域の障がいのある児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供する事業です。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う事業です。
障がい児相談支援	障がい児福祉サービスを利用する児童に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、ある一定期間ごとに適切なサービス利用が継続するための見直しを行う事業です。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する等の役割を担うコーディネーターを配置します。

<サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	2	6	7	7	8	9
	人日分	152	254	350	390	450	510
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	4	6	8	9	10	11
	人日分	90	142	400	290	320	350
保育所等訪問支援	人分	2	2	2	3	4	5
	人日分	9	3	6	9	12	15
障がい児相談支援	人分	4	11	12	17	18	20

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1

<見込量確保の方策>

- 発達の遅れや心身に障がいがある児童に対して、関係機関と連携を図りながら、早期療育につながるよう支援します。
- 障がい児支援の体制整備に向け、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。
- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、サービス提供事業者の確保に努めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。
- 子育て交流支援センターを利用し、障がい児相談支援事業を実施します。また、サービス内容や利用手続き、サービス提供事業所の情報提供についても積極的に行います。





第5章 計画の推進

1 庁内連携体制の整備

庁内においては、関係各課による情報共有や協議の場を設け、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握を行い、円滑な計画の推進を図ります。

2 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者団体等の地域組織、サービス提供事業者等の社会福祉関係者、教育機関、保健・医療機関等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

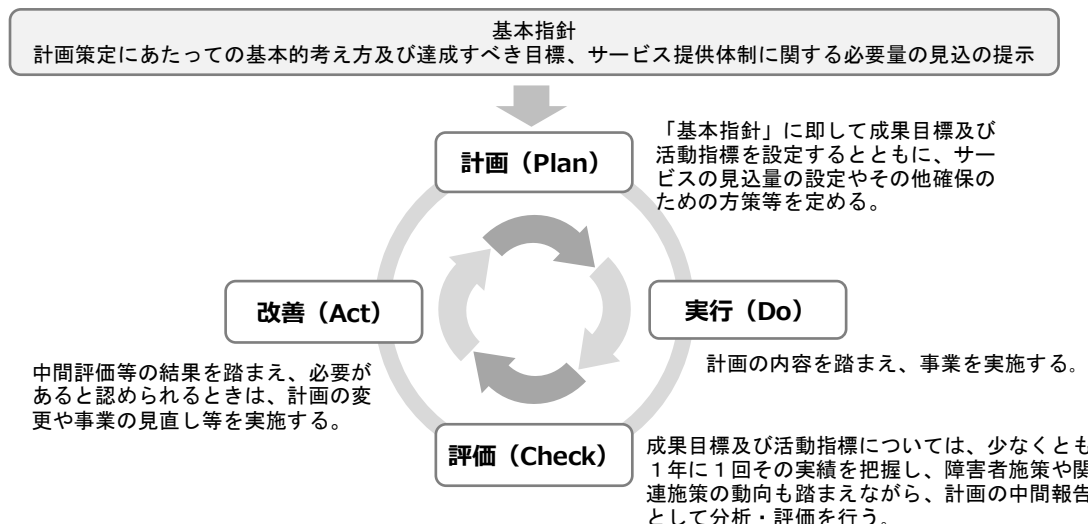
3 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図っていきます。

4 計画の進捗管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。





資料編

1 計画の策定経過

日付	内容
令和2年 12月15日(火)	第1回 勝浦町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について ・障がいのある人を取り巻く状況について ・アンケート・ヒアリング調査結果について
令和3年 1月28日(木)	第2回 勝浦町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会 ・計画の素案について
令和3年 3月11日(木)	第3回 勝浦町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会 ・計画最終案について

2 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく勝浦町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項について協議及び検討を行うため、勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) その他障害者施策に見識を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年勝浦町条例第19号）のその他の委員を適用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

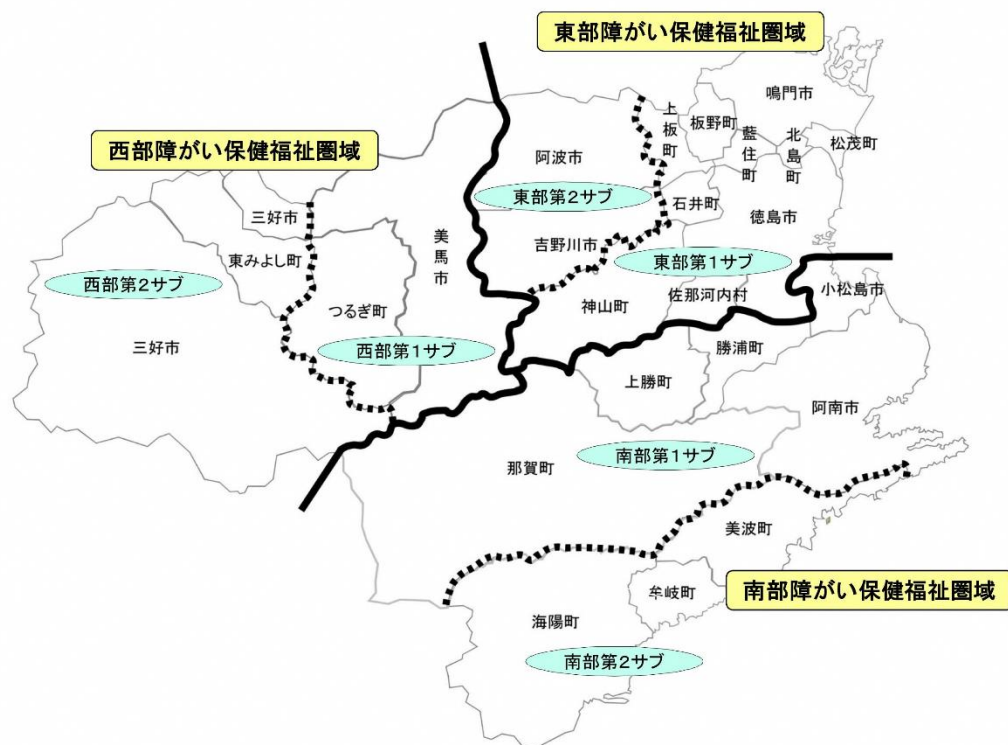
3 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

分野	団体等	氏名	備考
障がい者 団体 代表者	勝浦町身体障害者会 会長	清水 藤子	
	勝浦町手をつなぐ育成会 会長	貞岡 八重子	委員長
福祉 関係者	勝浦町民生委員児童委員協議会 会長	速水 克彦	副委員長
	社会福祉法人 柏涛会 一般・特定・障がい児相談支援事業 こなん相談支援専門員	市塚 美由紀	
	社会福祉法人 柏涛会 障がい者就業・生活支援センター よりそい就労相談員	東 直子	
	特別養護老人ホーム 喜楽苑 施設長	岸 敏子	
	勝浦町地域活動支援センター サルビア作業所 所長	秋本 恵美子	
	勝浦町社会福祉協議会 事務局長	溝内 登美子	
関係行政 機関職員	徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ 地域連携担当	大島 亜里砂	
	徳島県東部保健福祉局（徳島保健所） こころの健康担当	佐藤 知香	
	勝浦町教育委員会 教育長	市川 公雄	

4 徳島県障がい保健福祉圏域

徳島県の障がい保健福祉圏域は次のようになっています。



○東部圏域

東部第1サブ圏域：徳島市 鳴門市 佐那河内村 石井町 神山町
松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
東部第2サブ圏域：吉野川市 阿波市

○南部圏域

南部第1サブ圏域：小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 那賀町
南部第2サブ圏域：牟岐町 美波町 海陽町

○西部圏域

西部第1サブ圏域：美馬市 つるぎ町
西部第2サブ圏域：三好市 東みよし町

勝浦町 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月

発行元 勝浦町

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

電話：0885-42-1502

FAX：0885-42-3028

IP電話：050-3438-7148